

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の廃止
に關する法律(案)

(命令の廃止)

才一条 左に掲げる命令は、廃止する。

外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令(昭和二十四年政令才二百七十二号)

昭和二十年勅令才五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く国民学校等において使用する教科用図書(昭和二十一年文部省令才八号)

昭和二十年勅令才五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外国映画の調査等に関する省令(昭和二十一年内務省令才三十一号)

昭和二十年勅令才五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外国人の著作権の調査に関する省令(昭和二十二年内務省令才四号)

昭和二十年勅令才五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基

く連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令(昭和二十二年内務省令才七号)
(廃止した命令に関する経過措置)

才二条 この法律施行の日の前日までに、旧外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令才四条の規定により著作権移転の登録を申請する義務が発生した場合において、この法律施行の際、同條の登録の申請をしていないときのその登録については、なお従前の例による。

才三条 前条に定めるものを除く外、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、日本国との平和条約の最切の効力発生の日から施行する。

理由

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係の諸命令のうち、日本国との平和条約の効力の発生に伴い、すでにその措置を終り、又は存続させる必要がないものを廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎ 外国人に移転された著作権の登録及び保護に
関する政令

(昭和二十四年七月十六日
政令第二百七十二号)

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

(この政令の目的)

第一条 この政令は、連合國最高司令官が許可を与えた外国人所有の著作権に關する契約において、外国人に対して翻訳著作物についての著作権法(明治三十二年法律第三十九号)(これに基く命令を含む。以下同じ。)上の權利を移転する義務を負う者(以下「義務者」という。)に、著作権移転の申請をさせ、及び契約によつて外国人が取得する著作権を著作権法によつて保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この政令において「外国人」とは、著作権の所有者として前条に規定する契約(以下「契約」という。)の一方の当事者たる者で、契約によつて翻訳著作物についての著作権法上の權利を取得するものをいう。

第三条 外国人が契約によつて取得する著作権については、この政令及び著作権法(第二十八条の規定を除く。)を適用する。

(登録申請の義務)

第四条 義務者は、契約により翻訳著作物を発行した日(この政令施行前に発行した場合には、この政令施行の日)から二十日以内に、著作権法の定めるところにより翻訳著作物についての著作権移転の登録の申請をしなければならない。

(登録の申請書)

第五条 前条の登録の申請書には著作権法施行規則(昭和六年内務省令第十八号。以下「規則」という。)第二条ノ二に掲げる事項のほか、著作権の移転を受ける外国人の氏名及び住所並び

にその国籍を記載しなければならない。

2 前項の申請書は、一件ごとに和文及び英文で各三通を作成しなければならない。

(著作物の明細書)

才六条 規則才五条の規定により才四条の登録の申請書に添附すべき明細書には、規則才五条に掲げる事項のほか、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 契約締結の年月日

二 原著作物の著作者の氏名及び国籍

三 原著作物の題号、発行の年並びに発行所の所在地及びその名称

2 前項の明細書は、和文及び英文で各三通を作成しなければならない。

(登録税等の負担)

才七条 登録税及び登録に関する費用は、申請人が負担しなければならない。

(通知の特例)

才八条 主務大臣が申請人に対して規則才九条の通知をするには、和文及び英文各二通の書面をもつてしなければならない。

2 申請人が前項の通知を受けたときは、すみやかにその和文及び英文各一通を契約の相手方の外国人に対して送付しなければならない。

(罰則)

才九条 才四条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基キ国民学校等ニ於テ使用スル教科用図書ノ提出ニ関スル件

(昭和二十一年三月二日 文部省令第八号)

第一条 国民学校、青年学校、中等学校、師範学校、青年師範学校其ノ他文部大臣ノ定ムル教育施設ニ於テ昭和二十年十二月三十一日ニ於テ使用中ナリシ修身(修身公民ヲ含ム)国史又ハ地理ニ関スル教科用図書(教科書、教師用書、編纂趣意書及掛図ヲ謂フ)ニシテ学校其ノ他ノ教育施設、教職員、児童又ハ生徒ノ所有セルモノハ其ノ使用ヲ禁止シ無償ニテ国ニ供出セシム

第二条 前条ノ規定ニ依リ供出セシメタル教科用図書ハ学校長其ノ他ノ教育施設ノ長文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ処理スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行スル

◎外国映画の調査等に関する省令（昭和二十一年七月二十七日）
内務省令第三十一号

昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に因する件に基づく外国映画の調査等に関する省令を次のように制定する。

才一条 この省令で外国映画とは外国において製作した映画及び本邦において外国人又は外国法人が製作した映画でこの省令施行の際内地にあるものをいう。

才二条 この省令施行の際外国映画を所有又は所持する者（外国映画の配給をするものを含む。以下これに同じ。）は昭和二十一年八月十日までにこの省令施行の際その映画が現在する地を管轄する地方長官（東京都においては警視總監。以下これに同じ。）に対しその映画について左の事項を記載した申告書を二通提出しなければならぬ。

一、申告者の住所及び氏名（公共団体、会社その他の法人におい

てはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

二、映画の題名及び原名（原名は外国語によること）

三、製作所名

四、製作所の属する国名

五、巻数及び長さ

六、陰画及び陽画の別並びにその本数

七、映画の所在場所

八、映画を所有又は所持するに至つた経路

当該映画についてその所有又は所持の正当であることを証すべき文書及びその上映に関する資料があるときは、これにその寫二通を添えて前項の申告書と同時に提出しなければならぬ。

才三条 外国映画を所有又は所持する者はこれを保全しなければならぬ。

又その映画の所在地を管轄する地方長官の承認を受けた場合を

除いてはこれを上映し、これについて譲渡その他の処分をなし又はこれを移転してはならない。

才四条 外国映畫を所有又は所持する者が、その所有又は所持の正当であることを証明出来なるときは、内務大臣は当該所有又は所持者に対しその映畫の提出を命じ又は所持を禁止することができ

る。
前項の規定により提出された外国映畫は内務大臣がこれを保管する。

才五条 才二条及び才三条才一項の規定に違反した者又は前条才一項の規定による命令に違反した者はこれを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

前項の者については、情状により懲役又は禁 及び罰金を併科することができ

才六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をなし

たときは行為者を罰する外その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この省令は、昭和二十一年八月一日から、これを施行する。

◎ 外国人の著作権の調査に関する省令

(昭和二十二年一月二十日)
内務省令第四号

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外国人の著作権の調査に関する省令を次のように制定する。

第一条 この省令で著作権とは、著作権法第一条の規定する範囲に属する著作物をいう。

第二条 大正十四年一月一日から昭和十六年十二月八日までの間に、外国人の著作物について、外国人から著作権の全部又は一部を譲り受け又は出版権の設定を受けた者は、昭和二十二年二月二十八日まで、その住所地を管轄する地方長官(東京都にあつては警視總監)に対し次の事項を記載した報告書を二通提出しなければならない。

- 一、報告者の住所及び氏名
- 二、著作権を譲り渡し又は出版権を設定した外国人の住所、氏名及び国籍
- 三、著作物の題号(著作物を初めて公にした時に用いた国語で記載すること)
- 四、著作権を譲り受け又は出版権を設定した契約の内容
 - (1) 当初契約をした年月日
 - (2) 当初著作権を譲り受け又は出版権を設定の対価として定めた金額又は印税の率及びその支払方法
 - (3) 同の事項に変更があつたときは、その年月日、変更した事項及びその事由
 - (4) その他必要な事項
- 五、契約を解除された時は、その年月日及び事由
- 六、内務省に登録したものは、その番号
- 七、昭和十六年十二月八日以後における次の事項

(1) 同日以後に支払つた才四号回の金額及びその支払を受けた者の住所及び氏名

(2) 同日以後に寄託した才四号回の金額及びこれを受託した者の住所及び氏名並びにこれを寄託した事由

(3) 同日以後に支払わなければならない金額で(1)及び(2)に該当しないものについては、そのまだ支払又は寄託をしていない金額及びその事由

前項の規定によつて記載する住所及び氏名は、その者が公共団体、会社その他の法人であるときは、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地とす。

才三條 前條の規定に違反して報告を怠り又は虚偽の報告をした者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

才四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をした時は、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金を科する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

◎ 連合国人の著作権の使用についての調査に關する省令

(昭和二十二年二月六日)
内務省令第七号

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く連合国人の著作権の使用についての調査に關する省令を次の様に制定する。

才一 條 この省令で著作権とは、著作権法才一 條の規定する範圍に屬する著作物をいう。

才二 條 連合国人が昭和十六年六月一日以降有した著作権を使用した者は、昭和二十一年十一月三十日までの使用については、昭和二十二年三月三十一日までその住所を管轄する地方長官（東京都に於ては警視總監）に對し著作権ごとに左の事項を記載した報告書を二通提出し且つその報告書の寫しを保存して置かなければならない。又昭和二十一年十二月一日以後の使用については著作権ごとに左の事項を記載した記録を作製し、これを保存して

置かなければならない。

- 一、報告者の住所及び氏名
- 二、著作権が内務省に登録されたものであるときは、その番号
- 三、著作物を初めて公にした國語によるその題号（その題号が日本語に翻訳されたときは、日本語の題号も記載する）
- 四、著作物の種類（文藝圖画寫真等の別）
- 五、著作権者の氏名（できれば著作物を初めて公にした時用いた國語で記載すること）及び国籍
- 六、著作権の使用を正当ならしめた法令の根拠（法令の根拠のないときはその旨）
- 七、著作権の使用回数（出版物については発行の回数及び発行ごとの部数）及びその年月日
- 八、著作権の使用の範圍（全部か一部かの別）
- 九、出版物についてはその型及び頁数
- 十、著作物の定価、入場料及び聴取料など著作物の準価

十、その他必要な事項

前項の規定によつて記載する住所及び氏名は、その者が公共団体、会社其の他の法人であるときは、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地とする。

才三條 前條の規定に違反して報告を怠り又は虚偽の報告をしたものは、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

才四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。